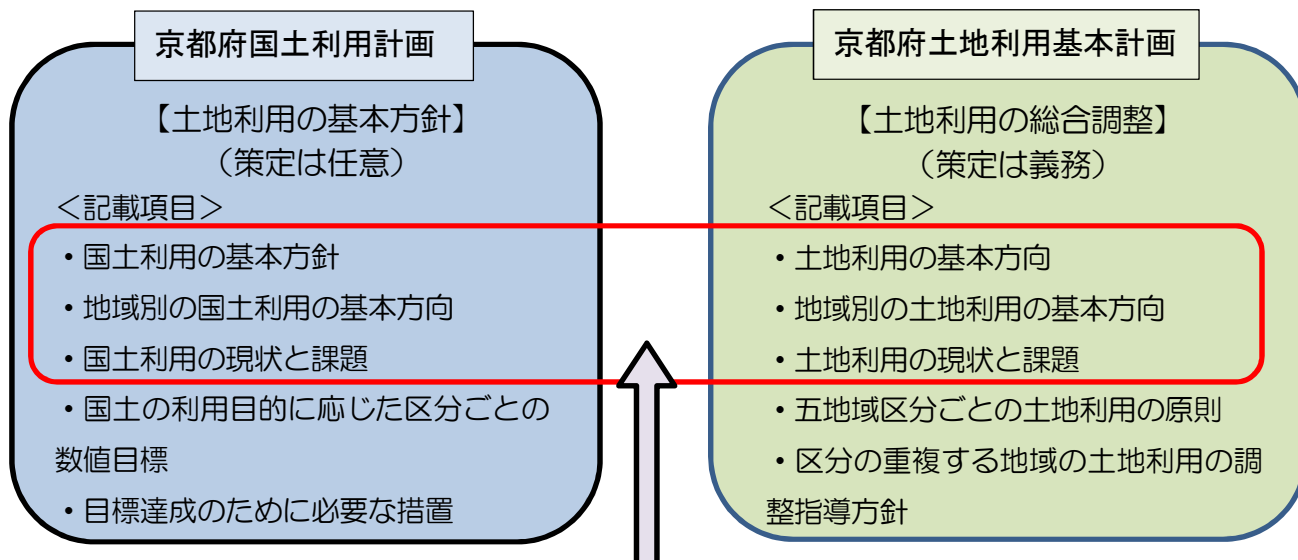


## 京都府国土利用計画等の策定（案）について

## 現 状



国土（土地）利用の方針に係る記載内容等が重複しており、似た内容の計画が2つ存在することで、土地利用に関わる府民・事業者・市町村にとってそれぞれの計画の趣旨がわかりにくい。

## 策定（案）

国土利用計画と土地利用基本計画を一体の計画として策定し、土地利用の基本方針から総合調整までを体系的に定めた、京都府の土地に係る総合的な基本計画を策定

【令和5年3月15日付け国土交通省国土政策局長通知「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針の改正について」】

○土地利用基本計画は国土利用計画(都道府県)と一体のものとして策定することが可能であることを明示

→今後は両計画を一体として策定する都道府県の増加が見込まれる。

## 記載事項（案）

国土利用計画と土地利用基本計画とで記載内容が重複している国土利用の基本方針、土地利用の基本方向等の項目については記載を一本化し、それ以外の項目については、すべて記載した計画とする（別添参照）。

## 今後のスケジュール（案）

令和6年 2月	土地利用計画部会で骨子案を審議
5月	土地利用計画部会で素案を審議
8月	土地利用計画部会で中間案を審議
10月	パブリックコメントを実施
11月	審議会で最終案を審議
令和7年 1月	京都府国土利用計画・土地利用基本計画 策定・公示

### 【参考：各都道府県の国土利用計画策定状況】（令和5年5月時点）

土地利用基本計画 と一本化して作成	国土利用計画として必要な内容すべて記載	5団体	計 11 団体
	国土利用計画の内容を一部カットして記載	6団体	
国土利用計画単独で作成			計 18 団体
策定しているが目標年次を過ぎており、改訂されていない		5団体	計 18 団体
策定されていない		13団体	

※各都道府県のHPで確認

京都府国土利用計画と京都府土地利用基本計画の項目比較表

京都府国土利用計画【策定は任意】 (網掛けは法定記載事項)	京都府土地利用基本計画【策定は義務】 (網掛けは法定記載事項)
はじめに	まえがき
<b>1 国土の利用に関する基本構想</b>	<b>第1 土地利用の基本方向</b>
(1) 国土利用の基本方針	<b>1 土地利用の基本方向</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">1</span>
ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化	(1) 基本理念
イ 本計画が取り組むべき課題	(2) 土地利用をめぐる現状と課題
ウ 国土利用の基本方針	(3) 基本方針
(2) 地域類型別の国土利用の基本方向	<b>2 地域別の土地利用の基本方向</b>
ア 都市地域	(1) 丹後地域
イ 農山漁村地域	(2) 中丹地域
ウ 自然維持地域	(3) 南丹（京都丹波）地域
(3) 地域別の概要及び国土利用の基本方向 (現況と課題)	(4) 京都市域
ア 丹後地域	(5) 山城地域
イ 中丹地域	
ウ 南丹（京都丹波）地域	
エ 京都市域	
オ 山城地域	
(基本方向)	
ア 丹後地域	
イ 中丹地域	
ウ 南丹（京都丹波）地域	
エ 京都市域	
オ 山城地域	
(4) 利用区分別の国土利用の基本方向	
<b>2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">2</span>	
<b>3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</b>	
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	
(2) 国土の保全と安全性の確保	
(3) 持続可能な国土の管理	
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	
(5) 国土に関する調査の推進	
(6) 土地利用転換の適正化	
(7) 土地の有効利用の促進	
(8) 交流基盤等を活かした地域創生の推進	
(9) 近畿圏及び隣接する府県等との連携	
(10) 計画の効果的な推進	
(11) 府民参画による国土管理の推進	
おわりに	
	<b>第2 土地利用の調整等</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">3</span>
	<b>1 土地利用の原則</b>
	(1) 都市地域
	(2) 農業地域
	(3) 森林地域
	(4) 自然公園地域
	(5) 自然保全地域
	<b>2 地域設定の重複する地域における土地利用の調整 指導方針</b>
	(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域 }
	(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

赤色太線囲み①は記載内容が重複している項目のため記載を一本化し、  
①+②+③で構成する計画を策定